

宇和島市教育委員会会議録

令和5年2月定例会

令和5年2月24日開催

宇和島市教育委員会

宇和島市教育委員会 令和5年2月定例会 会議録

1. 開会日時 令和5年2月24日（金） 午後4時
2. 場 所 宇和島市役所本庁 地下会議室
3. 出席者 教育長） 金瀬 聡
教育委員）木下 充卓、高山 俊治、弓削 由美子、
浅井 敬司、田村 裕子
4. 欠席者 なし
5. 出席職員
教育部長 片山 治彦、教育総務課長 面川 啓之、
学校教育課長 大柴 博之、生涯学習課長 杉浦 光信、
文化・スポーツ課長 森田 浩二、人権啓発課長 大内 真二、
学校給食センター所長 児玉 雅人

教育総務課課長補佐 薬師神 司、同課総務係長 山口 真史
6. 付議事件
報告第2号 専決処分した事件の承認について
(宇和島市立公民館運営審議会委員の委嘱について)
報告第3号 専決処分した事件の承認について
(宇和島市立公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について)
議案第13号 宇和島市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する要綱
7. 説明及び報告事項
(1) 令和5年度 主要事業及び主な取組について
(2) 伊達博物館改築事業に係る維持管理費等の検討結果について
(3) 卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方について
(4) 喜佐方公民館移転に関する取組状況について
8. 会議概要
(1) 会議成立の報告
○教育総務課長

教育長及び在任委員の全員が出席されております。定足数を満たしておりますので、本会議は成立していることをご報告いたします。

それでは、ここからの進行は教育長、宜しくお願いいたします。

(2) 開会宣言・教育長報告（午後4時）

◎教育長

それでは、ただいまから2月定例の教育委員会会議を開会いたします。

開催に際しまして、ご挨拶申し上げます。また、教育長報告につきましては、資料の2ページと3ページをご覧ください。ご覧いただいたような業務に当たってまいりました。

そして、今日は挨拶に代えて、いくつか資料をご紹介しますと思います。

1つ目は、このカラー刷りのリーフレットです。

これは、「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動というのは、こういう活動なんですよ」ということを広く市民の方々にもご理解いただくことを目的に、令和5年3月号の“広報うわじま”に入っている折り込みです。したがって、全戸配布になっています。もしかすると、市民の皆様などから、このようなチラシが入っていたことについて、お尋ねがあるかもしれませんという意味で、改めてこの場で情報を共有しておきたいと思っています。

この中で、注目していただきたいところは、表紙の部分です。コミュニティ・スクールと地域学校協働活動のその意味は、「新しい時代の教育と地方創生の実現に向けて」という言い方をしています。いわばこの2つが、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動のある意味目的ですということを言っています。

そして、その下に「なぜ今、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動が必要なのか？」という問いかけをした上で、2つ書いています。

1つ目は、これからの時代を生き抜く力の育成（学校だけでは得れない知識・経験・能力）とこういう表現になっています。

次に2つ目が、地域住民の皆さんにも、自ら地域を創っていくという認識を持っていただく。次世代を創っていくことに直接関わっていただく。それは、地域の皆様のある種の参画で、主体的に関わっていただきたいという意味合いが込められているということです。この辺を1ページ目に書いています。

こういった形で、いわば理念と申しまししょうか、本質的な部分を市民の皆様にお伝えすると同時に、実際にコミュニティ・スクール、それから地域学校協働活動に関係者として携わっていただく方に、具体的にはどういう活動をしていけば良いのか、この辺をご理解いただくため、令和5年3月に「コミュニティ・スクール推進ハンドブック」というものを作りました。

地域コーディネーターの方であったり、学校運営協議会の委員の方であったりは、これをご覧いただくと、具体的にはこういうことに取り組めば良いのかということ

についてご理解いただけると幸いです。

そして、これは地域学校協働活動の手引きというタイトルになっていますけれども、コーディネーターの方を主なターゲットとして意識して、作っています。

したがって、大きな理念の話と具体的にはどのようなことをやっていけばいいのか、このいわば不易と流行をセットにして意識していただくと良いという考え方があります。

この3年間、中々コロナ禍で実際の活動は難しかったというところがありますけれども、この春からは改めてスタートを切っていければという思いを持っています。

席上に一部色を施したペーパーをお配りしてありますが、これはこの3月に出来上がるコミュニティ・スクール推進ハンドブックの“はじめに”のところで、先ほど口頭で申し上げました、いわば理念と実践、或いは不易と流行。別の言い方をすると、目的と手段ということを“はじめに”のところで表現させていただいています。ご参考にしていただければと思います。

それから、その他の配布資料として、これは上尾市立平方北小学校の中島晴美校長先生が最近出された本にある“はじめに”の部分です。

私たち宇和島市も、令和2年に定めた教育大綱では、ウェルビーイングを目指していくことを理念として掲げていますが、そういった考え方が生まれてくる理論的な背景と、それを学校運営の具体的なものへどのように落とし込んでいき、そして今どのような結果が出ているかということの本にまとめてくださっている校長先生がいらっしゃいます。今非常に話題になっている本ですという意味で、少しご紹介いたしました。

いわばこの方も、ウェルビーイングという抽象的な概念を学校の現場や先生、児童・生徒、そして保護者にも伝えていきたいということを実践されてる先生です。また後程、ご覧いただきたいと思います。

これも要するに、理念と実行、この両面から捉えている方の取り組みを紹介してくれているというものです。

次の資料は、一昨日22日の教育新聞の記事です。

コミュニティ・スクール、地域学校協働活動、ウェルビーイングを目指す活動、いずれも当事者意識・主体性が求められることについて、児童・生徒の主体性を引き出すための具体的な取り組みをしている学校を紹介している記事です。

ここでは、自由進度学習というものを取り上げています。限られた範囲ではありませんけれども、児童・生徒にこの時間自分は何を学ぶことにするのか、どのような方法で学ぶことにするのか、どのようなところまで辿り着くことにするのか、そういったことを自己決定させていくという取り組みをされている学校について紹介している記事です。

その中で、やはり新しいことに取り組もうとした時に、先生や保護者の方も、それがどういうものなのかということが、一定わからないと中々入りにくいという部

分があります。この実際に取り組んでいる学校も、新しい取り組みに入る時にどのようなところで苦労しているのかという点についても触れてくれています。

ここは、宇和島でいろいろな新しい取り組みにチャレンジする上においても、共通の部分だと思いますし、1つ参考になると思います。

そして、最後の資料です。ここまでは、どちらかという実際の現場の先生方が、どのような取り組みをしているかということをご紹介し、宇和島で参考にできる部分があれば大いに参考にしていきたいということですがけれども、こちらの記事は、中央教育審議会では今どのような議論がされているかについて、その最新の情報を伝えてくれているものです。

このような問題認識で、いろいろな方々が議論している。それが次の学習指導要領であったり、次の国の教育振興基本計画に反映されていくのだろうという意味において、ここも少し意識しておきたいということで参考までにお配りいたしました。後程ご覧いただければと思います。

今日はそのような意味で、理念と実践、目的と手段、そういったような切り口での現場の取り組みであったり、国の検討であったりに関する資料を幾つか共有させていただきましたということをお伝えして、冒頭のご挨拶に代えさせていただきたいと思います。

(3) 付議事件

◎教育長

それでは本日の議事に入っていきます。

本日の議案ですがけれども、報告第2号と第3号については、人事案件であることから、非公開で審議したいと思います。

この点について、ご賛成いただける方は挙手をお願いしたいと思います。

◎全委員

—挙手—

◎教育長

ありがとうございます。

それでは挙手全員ですので、報告第2号と第3号は非公開で審議いたします。

それでは先に公開議案を審議いたします。

議案第13号について事務局から説明をお願いいたします。

○生涯学習課長

10ページをお願いします。

議案第13号、宇和島市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する要綱でございます。

提案理由につきましては、明倫児童クラブの増設、及び低所得世帯の児童クラブ利用者負担金の減免を実施するため、要綱の一部を改正するものでございます。

11ページをお願いします。新旧対照表で説明させていただきます。左側が改正前、右側が改正後となります。主に右側の改正後の文言についてご説明いたします。

まず、要綱第9条でクラブ入会の申請様式を定め、第11条で一時的に利用を休止する場合の手続きとして「休会」を新たに定めます。第12条・第13条は条の繰り下げと字句修正です。

次のページの第15条が利用者負担金の減免に関する規定となりますが、減免措置の対象や減免割合については、後程のページでご説明いたします。

続いて、13ページと14ページは、減免の手続きについて定めたものでございます。第16条以下は、条の繰り下げを行うものでございます。

そのページ一番下の別表第1は、明倫児童クラブを増設し、2クラブとするもので、「明倫児童クラブ2」の追加を定めております。これは今年度旧明倫幼稚園の園舎を改修し、来年度以降「明倫児童クラブ1」と「明倫児童クラブ2」の施設として供用をいたします。

次に、15ページをお願いします。ページ中程の別表第3で利用者負担金の対象世帯と減免の割合をお示ししております。利用者負担金の額は、1ヶ月で1人5,000円が上限となります。

まず、生活保護世帯は全額免除。ひとり親世帯の児童扶養手当受給世帯から住民税非課税世帯までの第1子が半額免除、第2子以降が全額免除となります。

この場合の第2子以降の数は、1世帯の18歳以下の子どもが何人いらっしゃるかでございます。つまり、2人兄弟でも、長男長女の方が18歳を超える19歳であれば、下のお子さんは第1子として数えます。

別表第4では、申請日と減免開始月について定めております。そのページ以降、22ページまでは申請の様式等を定めております。

23ページをお願いします。この要綱の施行期日は令和5年4月1日からでございます。なお、児童クラブの減免と同時に、子ども教室についても同様の内容で減免措置を実施いたしますが、子ども教室については、こちらの児童クラブの実施要綱のような例規類の扱いとは異なる事業実施要領等で規定することとしております。

以上、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

◎教育長

説明が終わりました。

本件について、ご質問等あればお願いいたします。

◎全委員

ー特に質問、意見等なしー

◎教育長

それでは特段のご質問等もないようですので、採決に移りたいと思います。

議案第13号について、ただいまの事務局の説明のとおり、可決することに賛成いただける方は、挙手をお願いいたします。

◎全委員

—挙手—

◎教育長

ありがとうございました。

挙手全員で議案第13号は可決いたしました。

◎教育長

それでは、次に非公開案件の審議を行います。

◎教育長

報告第2号を上程する。

<報告第2号>

専決処分した事件の承認について

宇和島市立公民館運営審議会委員の委嘱について

◎教育長

説明を求める。

○生涯学習課長

宇和島市立公民館運営審議会委員の委嘱に関する報告事件を説明する。

◎教育長

報告事件について諮る。

◎全委員

報告どおり承認の賛成に挙手する。

◎教育長

報告どおり承認する旨を宣する。

報告第3号を上程する。

<報告第3号>

専決処分した事件の承認について

宇和島市立公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について

◎教育長

説明を求める。

○生涯学習課長

宇和島市立公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱に関する報告事件を説明する。

◎教育長

報告事件について諮る。

◎全委員

報告どおり承認の賛成に挙手する。

◎教育長

報告どおり承認する旨を宣する。

◎教育長

それでは非公開案件の審議が終わりましたので、会議を公開いたします。

(4) 説明及び報告事項

◎教育長

次に、“説明及び報告事項”に移ります。最初は(1)令和5年度主要事業及び主な取組についてということになります。

事務局から説明をお願いいたします。

○教育総務課長

失礼いたします。

24ページをお開きください。令和5年度主要事業及び主な取組についてでございます。

こちらの資料につきましては、来年度当初予算の概要をまとめたものの一部を抜粋したものでございます。これから各課より、来年度の主なトピックをこの中からご紹介したいと考えております。

教育総務課としては2件ございます。26ページをお開きいただいたらと思えます。

まずは、「19 吉田中学校改築事業」でございます。1億9,000万円で実施をするものです。

本年6月に債務負担行為を設定しておりますが、来年度で中学校の校舎と小中学校共用の屋内運動場の実施設計を行うものでございます。

なお、実施設計が完了いたしますと、小学校建設後の令和6年度中に工事着手し、令和8年度の半ば頃に完成予定、令和9年度中に外構整備、あと道路工事を行って、全ての工事が完了するという整備計画となっております。

続きまして、27ページをご覧ください。一番上の「5 奨学金返済支援補助金」、700万円でございます。

こちらにつきましては、元々の制度といたしまして、公務員を除き、宇和島市に移住・定住される方で、諸条件はありますが、前年度にご自身が返済した奨学金の3分の2、最大20万円を5カ年に渡って支援する制度でございます。

来年度からは、勤務先の要件「本市に本社等を有する中小企業に就労している者」という規定を撤廃いたしまして、「市に住所を有し、就労している者」に修正するものでございます。

また、年齢も30歳以下から40歳以下の者に対象者を拡大し、広く移住・定住を推進していこうと考えております。以上です。

○学校教育課長

学校教育課からは1件紹介させていただきます。

25ページをご覧ください。一番上、「発達障がい巡回指導事業」は、来年度新規の事業でございます。

現在市内に6教室、通級指導教室が設置されております。通級指導教室が設置されていない学校におきまして、在籍する児童・生徒は保護者の送迎による「他校の通級指導教室」で対応しておりますが、来年度から国の事業を活用いたしまして、担当教員が対象児童・生徒の在籍校に赴き、指導を行う「巡回指導」の体制を構築いたします。以上です。

○生涯学習課長

続いて、生涯学習課となります。

まず、24ページをお開きいただきたいと思います。

中ほどより下、「(4)人を創る」の中の「2 放課後児童クラブ等利用料軽減事業」でございます。

先ほどご説明させていただきました、児童クラブと子ども教室の利用料を減免するもので、負担軽減額は338万円でございます。減免の内容については先ほどご説明したとおりでございます。

次に、25ページをお願いします。「13 ホリバタ（青少年市民協働センター）事業」でございます。事業費合計が1,522万5,000円でございます。

こちらは堀端町にある元の中央図書館を活用して、人材育成や地域づくりに関わる団体等と協働して、中高生から30歳代の若者世代をホリバタ世代と位置付けて、そのチャレンジを応援し、様々な事業や取り組みを行っているところでございます。ソフト事業予算の総額としては、592万5,000円を計上しております。

事業の内容としては、既存事業として「ライフキャリアデザイントーク」、その次の地域活性化人材育成事業については、通称「うわじま∞あいだいプロジェクト」として、愛媛大学との協働により、中高生と大学生の交流と学びの中で、主権者意識を醸成し、自分事として地域と関わっていける素地を養う講座を行います。

新規事業としては、「クリエイティブカリキュラム」として、高校生を対象にブランディングやデザインを学ぶ座学。それから、「未来のわくわく架橋事業」では、今年度補助事業として、青年会議所が主体で実施した事業から、来年度新たなステージへと展開していくものでありまして、会議所メンバーの有志の方が一般社団法人を立ち上げて、NPO法人のキーパーソンとともに、キャリア教育プログラムやサポート人材の養成に取り組むものです。

次に、「青少年育成事業補助金」では、ホリバタ世代の活動を支援し、若者の「やりたい」という思いを応援する補助事業でございます。

一番下の中央公民館の改修につきましては、実施設計予算でございますが、930万円を計上しております。

先程申し上げましたとおり、ホリバタは元々図書館であった建物の最小限の改修からスタートし、令和2年度から事業を進めてまいりましたが、4年目となる来年度の令和5年度に利用者の満足度をより高め、多様な若者たちが繋がっていける空間づくりを目指すため、リニューアルに取り組むものです。

主な内容としては、1階ラウンジと1階から3階全フロアのトイレ改修に取り組む予定であります。

その次の26ページでは、住吉公民館改築事業として、3億1,485万円を計上しております。

住吉小学校の敷地内に、現在の樺崎にある住吉公民館を移転するものでございます。鉄骨造り3階建ての1階ピロティ方式で、駐車場と事務所を備えた施設となります。供用開始は、再来年度の令和6年度を予定しております。以上です。

○文化・スポーツ課長

文化・スポーツ課です。26ページをご覧ください。

「(5) まちを創る」の「4 岩松地区町並み保存事業」です。987万3,000円を計上しております。

田村委員には保存審議会にも参画していただいて、ご尽力いただいておりますが、津島町時代から進めております「岩松地区の伝統的建造物群保存地区制度」を活用した町並み保存事業の制度設計を現在整えております。

令和5年度中に国に向けての申請をする予定にしております。そのための経費を計上させていただいております。

また、色ガラスの家と呼んでおります「小西本家離れ」に隣接します、地元自治会で集会所として使用していましたが建物の解体撤去費も含んでおります。

下段の「10 樺崎歴史資料館改修事業」は、老朽化しております屋根・壁・窓を改修し、また2階の展示室に空調機を設置して、皆様に快適に使っていただけるようにしてまいりたいと思います。

27ページにあります「(IV) その他重点施策」の中の「6 桐朋学園コンサート開催事業」がありますが、吉田町の偉人、山下亀三郎氏のゆかりで管弦楽奏者に多くの著名なプレーヤーを輩出しております「桐朋学園」が、南予文化会館でコンサートをしていただけるというものでございます。

また、「7 畦地梅太郎記念美術館・井関邦三郎記念館開館20周年事業」ですが、畦地梅太郎記念美術館・井関邦三郎記念館が、7月で開館20周年を迎えますので、記念行事を行おうとするものでございます。

伊達博物館改築事業につきましては、実施設計が令和5年度に繰り越すことになりましたので、令和5年度当初予算には計上しておりません。6月以降の補正予算での対応となります。今後のスケジュール等につきましては、この後に別途説明をさせていただきたいと思っております。以上です。

○人権啓発課長

人権啓発課です。そのまま27ページをお願いいたします。一番下段になります。

「10 人権・同和教育及び啓発の充実」でございます。

部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、全ての人の人権が尊重される宇和島を実現するために、来年度は各課と連携いたしまして、教育委員会全体で「人

権・同和教育」に取り組もうとするものでございます。特に、人権・同和教育指導者の育成と社会教育の充実を図ってまいります。

主な取り組みといたしましては、各分野での指導者育成を目的とした研修会の開催や各公民館での人権講座を現在の年1回から令和5年度は年2回といたします。

また、ホリバタで実施しております、青少年市民協働センター事業では、子どもの権利をテーマに研修を行い、学びを深めていただきます。

その他、今まで研修会等に参加されていなかった方へのアプローチの方法として、電子媒体等を積極的に活用してまいりたいと思っております。以上でございます。

○学校給食センター所長

学校給食センターです。24ページをお開きください。

物価高騰対策といたしまして、「給食食材高騰対策事業」を実施いたします。

令和4年に実施している学校給食調理場の食材購入に対する補助金制度を令和5年度も継続して実施したいと考えております。それをもって子育て世帯の負担軽減を図ろうとするものでございます。

次に、27ページをお開きください。「(IV) その他重点施策」といたしまして、令和6年度からの開始を目標に、「学校給食費公会計化事業」に取り組めます。

現在学校給食費は“私会計”として、学校給食センターから各学校に給食費が請求され、学校が給食費を保護者に請求し、保護者が学校に納めております。

この請求処理を教職員に替わって、学校給食センターが直接保護者に対して行い、保護者が直接市の代表口座へ給食費を納める“公会計”制度を導入することで、教職員の業務負担の軽減を図ろうとするものです。

このため、令和5年度に給食費徴収管理システムの導入、並びに現在ある給食管理システムを改修いたします。その合計費用として、551万1,000円を計上しております。

先ほどの給食食材高騰対策事業の予算につきまして、24ページの資料では、2,416万4,000円となっておりますが、そのうち学校給食センターの予算につきましては、1,800万円を計上しておるところです。以上です。

◎教育長

説明が終わりました。

ご質問等あれば、お願いをいたします。

◎木下委員

教育総務課分、吉田中学校改築事業の1億9,000万円ですけれども、具体的には設計費用でしょうか。その辺について、もう少し詳しい説明をお願いしたいと思います。

○教育総務課長

先般、小学校等の校舎・プールと今回の共用の体育館と中学校の校舎、この4つについては、基本設計が完了をしておりますので、入札に付するための実施設計を

今回業務委託し、作成していくという内容になります。

◎木下委員

ありがとうございました。

◎教育長

他いかがでしょうか。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

◎教育長

それでは特に質問もないようですので、(2)伊達博物館改築事業に係る維持管理費等の検討結果について説明をお願いします。

○文化・スポーツ課長

では、伊達博物館の改築事業に係る維持管理費等の検討結果についてということで説明をさせていただきます。35ページ以降、赤枠で囲っております資料1から資料5があると思います。少し長くなりますが、よろしくお願いたします。

先日議会の方でもご説明させていただきましたが、今日は運営方式及び管理費の検討について、事業スケジュールについて、現在の事業費概算についてということで、3点ご説明させていただきます。

あくまでも現状でありまして、今後もちろん変更も十分あり得るということで、お聞きいただきたらと思います。

まず、36ページにあります「資料1」をご覧ください。伊達博物館機能の核となる学芸部門につきましましては、宇和島市の文化財保護行政の中心と考えておりますので、それを外部に委託することは考えておりません。

これは以前から市民説明会等でも明言しておりましたが、伊達博物館での伊達家資料など、文化財を調査・研究する学芸業務は、これまでのとおり市の直営とし、責任と継続性をもって、業務を進めてまいりたいと考えております。

その上で、その他の部門をどうするのかということにつきましては、資料にお示しをしているとおり、「1 すべて直営」、「2 学芸部門を直営とし、その他の部分において指定管理者制度の導入」の2つの方式について検討をしております。

まず、すべて直営方式とした場合は、市の施策を反映しやすく、事業継続の安定が図れる一方で、運営の硬直化が懸念されます。また、指定管理者制度を導入した場合は、民間のノウハウを活かした柔軟なサービスの提供が期待できる一方で、双方の見解に齟齬のないよう連携を密にする必要が生じてまいります。

新博物館には、市民ニーズに合わせた柔軟なサービス提供と貴重な文化的資料を安全かつ継続して後世につなぐという役割があるということを大前提に、総合的に検討した結果、学芸部門を直営とし、その他の部門において指定管理者制度を導入しようという方針に至っております。

懸念される市と指定管理者との間の連携につきましましては、より良い企画展示やサ

サービスの向上のため、十分な連携・連絡を取り合い、サービス低下を招かぬように進めていかなければならないと考えております。

その上で、今のところ見込まれる維持管理費についてご説明をいたします。「資料2」をご覧ください。

維持管理費につきましては、現在実施設計の途中であり、設備等が最終決定していないことや光熱水費の高騰もあり、非常に想定が難しいというところがございますが、議員の方々をはじめ関係者の皆様のご関心も高いことから、現在見込まれる費用ということでお伝えをいたしました。今日はその段階の部分で皆様にもご説明をして、現段階の見込みの数字であるということを前提にお聞きいただきたらと思います。

左側は令和3年度の歳出と歳入の実績、右側は新博物館が開館して、2～3年経過して、平常時になった時に見込まれる歳出・歳入です。色付けしてある薄い青色が直営部分でありまして、薄い緑色が指定管理の部分ということで分けております。

まず、学芸部門の体制でございますが、令和4年度現在、正職員2名、会計年度任用職員2名ですが、現在でも学芸分野の業務だけでなく、企画の展示構成や庶務などを自ら担うことが多く、負担が大きいということが現実であります。

新博物館になりましたら、さらに増大した資料等の調査・研究の充実を図る必要があります。市として責任と継続性のため、正職員4名と会計年度任用職員2名、合計6名体制で行いたいと考えております。

その他、館長はこれまでと同様、市で直接雇用する予定にしております。これらの経費として、1-1の人件費及び3-1の学芸費を合わせて、4,800万円を見込んでおります。

学芸費は、これまでどおり特別展開催のための費用や資料購入費、美術品の修理費などを含んでおります。

一方、指定管理部門につきましては、指定管理者側で雇用するスタッフの人件費、事業費、学芸費、管理費、4つの経費を合わせて、1億3,200万円を見込んでおり、合計で1億8,000万円という想定をしております。

ここからは指定管理部門の内容についてご説明いたします。

新博物館の人員体制といたしましては、現在の博物館9名という人数から、直営の館長・学芸員と指定管理者に雇用される職員全員で16～17名を見込んでおります。受付やショップの対応、経理や広報の担当、一般的な事務処理などの職員は、指定管理者側で雇用いただくということを想定しております。その人件費といたしまして3,740万円という数字で見込んでおります。

また、事業費は、建物設備の維持費や光熱水費、事務経費等で6,000万円を見込んでおります。

建物設備維持管理費につきましては、建築面積が約2.8倍になりまして、エレベーターなどの設備も充実いたしますので、維持費・メンテナンス費は当然増額に

なると思っております。

事務費につきましては、これも規模が大きくなることによる増加を見込んでおります。

新博物館では、広報費やサービス費、イベント費など、集客に係る部分に民間のノウハウを用い、特に力を入れていきたいと考えておりました、これに係る諸費用やショップの仕入れ等が新たに発生する必要経費となります。

また、指定管理者の管理費も必要であり、その合計は3,460万円と見込んでおります。

次に歳入の見込みです。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大により、非常に入館者も減っておりますので、単純比較はできないところですが、収入の合計は実績として180万6,000円です。

一方、新博物館の歳入見込みといたしましては、入館料を現在のままの500円と仮定いたしまして、多種の割引等もあり、実質1名平均300円と見込みまして、入館者5万人の想定で1,500万円。その他ショップの売り上げ、貸室等を合わせた計1,792万円といたしております。

加えて、これまで皆様にもお伝えしておりましたが、直接博物館に入る歳入以外に考えられる波及効果につきまして、「資料3」をご覧ください。

まず、博物館は教育施設であり、その使命として地域アイデンティティを向上させるなど、数字に表せない効果が非常に大きいものだと考えております。

その上で、地域経済にもたらす直接的な効果といたしましては、開館後の経済効果として、職員の雇用や建物の維持管理費、ショップなどの仕入れ等が、市内業者に支払われることなどが考えられます。また、建設費の各建設工事の発注による経済効果も考えられております。

次に間接的な効果といたしまして、入館者のうち、市内利用者の飲食や物販、市外利用者の同種の消費、宿泊者の消費に基づく経済効果を試算しております。また、雇用者の消費に伴う経済活動についても寄与できるなど、様々な波及効果があるということでございます。

続きまして、今後の事業スケジュールについて報告いたします。

上段が、基本計画時にお示ししていた開館までのスケジュールです。

設計業務の完了が、資材や物価の高騰により、設計・積算・見積もりなどの収集・精査に不測の日数がかかり、令和5年度に繰り越されてしまうことに伴い、工事費予算の計上時期につきましては、公園管理のために必要なトイレを含む附属棟の工事・監理業務の事業費を今のところ6月の補正予算で、本体の工事費とその監理業務は9月の補正予算で計上させていただきたいと考えております。

ご承認いただければ、すぐに発注の手続きに移り、令和5年度内には契約相手を決めて、令和6年の3月議会で契約についての議決をいただければ、本契約を締結

し、令和6年4月から、本格的に工事に入ることとしております。

展示製作業務につきましては、その業務の性格上、設計業者が特命随意契約にて業務を行うこととしているため、令和6年4月に株式会社丹青社と契約を締結する予定としております。

枯らし期間の2夏を経まして、資材搬入等開館準備を進め、令和9年春の開館を目指すものでございます。

基本設計時より、工程に少し遅れが生じておりますが、開館の時期は建設工事の工夫等でやりくりをして、開館時期は遅らせないように努力してまいりたいと思っております。スケジュールについては以上です。

事業費概算についてご説明をいたします。「資料5」をご覧ください。現段階で把握している概算ということでご理解いただきたいと思います。

昨年6月の基本設計完了時点での概算費と比較させていただいております。

変更となっておりますのは、工事費の部分で、建築工事費で1億円増の34億円。展示製作業務費で2億円増の8億円。合計で3億円増の42億円となりましたことから、事業費総額といたしまして、45億円から48億円になったというものでございます。基本設計概算算出時から建築指数での上昇率は4.85%と聞いております。

工事費のうち、建築工事費は2階収蔵庫部分で、本体工事で施工しようとしていた棚を展示製作の中で製作しようとした影響で、約1億円を建築工事費から展示製作業務に振り替わっておりますが、それ以外で物価高騰等による約2億円の増加もあり、差し引きで1億円の増加となっております。

また、展示製作業務費は、物価高騰と今ほどご説明しました振替により、棚製作費が増えたことから、約2億円増加となっており、合計で3億円の増加ということになりました。

これに伴う財源の内訳は、下部の表のとおりでありまして、市の実負担といたしましては、現在のところ10億3,000万円と見込んでいるところでございます。

資料の説明については以上です。

◎教育長

伊達博物館の維持管理費、或いはスケジュールについての説明でした。

ご質問等ございますか。

◎全委員

一特に質問、意見等なし

◎教育長

またこの後、資料をご覧ください、新たにここはどうかということがあれば、また個別には随時お受けしたいと思います。

次の説明事項に入ります。

(3) 卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方について、

説明をお願いします。

○学校教育課長

41ページをご覧ください。

2月13日に届きました、文部科学省及び愛媛県教育委員会の通知を基にいたしまして、市内小・中学校の卒業式につきましては、児童・生徒及び教職員は、式全体を通じまして、マスクを外すことを基本といたします。

しかしながら、感染状況や児童・生徒の健康上の理由等、学校等の実情に応じまして、校長判断で柔軟に対応可能でございます。

来賓や保護者の皆様につきましては、マスクの着用を求めますが、強制はいたしません。以上です。

◎教育長

卒業式におけるマスクの取扱いに関する考え方ですけれども、いかがでしょうか。

◎田村委員

今年はたくさん子ども達の笑顔が見ることができて、またたくさん笑顔の写真も撮ることができるので、とても楽しみだと思います。

しかしながらその一方で、まだまだマスクを着けなければならない状況が続いているかと思います。資料にも「留意事項」として、「3 マスクの着用の有無により差別・偏見等がないよう、児童生徒に対して適切に指導を行う」と書いてあるように、児童・生徒だけではなくて、保護者を含め、先生方にも、ぜひそういう子どもに対しての偏見が起こらないように指導していただきたいと思います。

例えばマスクを着ければならない状況の時に、マスクを外してしまった子どもがいたとしたら、「マスクをつけなさい」「マスクを外してはいけません」と怒るのではなくて、「体調が悪いのかな」「大丈夫かな」というような優しい声掛けができるように配慮していただけたら良いなと思います。

○学校教育課長

文部科学省の通知の中で、一般的には3月13日からマスクの着用を求めないという状況なのですが、学校におきましては、基本3月31日までは、卒業式以外は従来どおりという形になります。

来年度の4月1日からマスクの着用を求めないという状況になりましたが、先ほど田村委員が言われた点は非常に重要な点だと思いますので、再度各学校に周知いたしたいと思っております。

ありがとうございました。

◎教育長

言い方も含めてということですね。

他ございますでしょうか。

◎全委員

ー特に質問、意見等なしー

◎教育長

それでは、(4) 喜佐方公民館移転に関する取組状況について、説明をお願いします。

○生涯学習課長

では、資料4 2ページをお願いします。

喜佐方公民館移転に関する取組状況についてご報告いたします。

まず、資料の1枚目、「(4) 喜佐方公民館移転に関する取組状況について」と書いてある方をご覧くださいと思います。

前提条件としてお示ししておりますが、吉田地区小学校の統合は、令和7年4月からということになりましたが、「喜佐方公民館を喜佐方小学校校舎へ移転する」という本市の方針に変わりはありません。そういった中で、校舎改修工事は、喜佐方小学校の廃校後ということになります。令和6年度中は児童がいらっしゃいますので、令和7年4月以降改修工事に取り掛かることとなります。

また、喜佐方公民館の底地は個人所有地の借地でございますので、令和7年9月までに更地にして返還する必要があるございます。

その令和7年9月の返還の時点までに、現公民館の解体工事を進める一方で、公民館がなくなりますので、併せて公民館機能の確保が必要となります。

「必要諸室」は、公民館の最低限必要な機能として①から⑤までの諸室を示しております。数字の小さい方が優先順位が高くなります。

喜佐方公民館の使用頻度等を勘案した場合、①事務室、②小会議室は必須。しかしながら、③から以降の諸室は、必要に応じて随時確保とすることで、公民館機能としては、最低限ではございますが、充足できると考えております。

このような前提条件を踏まえて、公民館機能の確保方策について、複数の案を提示し、メリット・デメリットを比較・検討した結果として、令和7年度の6月、早ければ5月から「喜佐方小学校校舎へ公民館機能を移転する」という方策を採りたいと考えております。

つまり、校舎の改修工事を令和7年4月から始めることとなりますが、その工事区域と公民館で使用する区域を区分して、工事区域外の範囲で公民館機能を確保するということとなります。

建築基準法上の規定として、必要最小範囲200㎡未満であれば、もちろん安全対策を徹底する必要がありますが、工事を進めながら、公民館として使用可能ということになっております。

表に書いておりますが、移転費用につきましても、現在公民館で使っているエアコンの移設費等の費用で20万円程度と最低限で移転することができますし、メリット・デメリットのところに諸室として記載しておりますが、大会議室が必要な30人以上の会議の場合には、体育館等で開催いただくことで機能は確保することとなります。右端の使用頻度のところに、現在の公民館における、1ヶ月当たりの平

均使用回数を示しております。

この「令和7年度から校舎へ移転する案」が、公民館機能の確実な確保、移転作業の労力軽減、必要経費の低減の観点からも、また災害時の避難所機能の確保の面からも、現実的かつ最適な選択肢と考えております。

一番下のスケジュールをご覧ください。小学校統合・公民館解体のスケジュールについては、先ほど申し上げたとおりでございます。

校舎改修についてでございますが、改修の設計を来年度から発注し、再来年度上半期で設計を完了。令和6年度の12月補正で予算を計上していきたいと考えています。ただし、ここまでの設計の工程については、前倒しが可能であれば、9月の補正予算の計上も検討したいと考えております。

それから、工事は少なくとも令和6年度中に契約まで進め、令和7年4月の廃校後速やかに改修工事が着工できるように進めます。

公民館の方は、5月中までに引っ越し作業を進めて、まず改修前の教室を使用し、公民館機能を確保し、6月から9月の4ヶ月余り過ぎた後、10月以降は改修が完了した部分の部屋に移転いただくことになります。

そして、年度内には、校舎全体の改修工事を完了させて、新たな公民館としての供用開始へこぎつけたいと考えております。

次のページをお願いします。左上が現在の公民館と小学校の位置関係を示しております。

公民館の道を隔てて向かい側に小学校がございます。その下は現在の校舎の様子となりますが、写真の青く囲った部分が、令和7年5月、或いは令和7年6月当初に公民館として使用する範囲となります。

右側の図面、平面図をご覧くださいなのですが、この1階と2階の赤い色で書いてある部分が、令和7年4月から前期の期間に工事をする区域となります。1階左側の青色の範囲が、令和7年5月、令和7年6月辺りに、公民館として使用する区域でありまして、こちらが最低限必要な事務室、小会議室、そしてトイレとなります。

この範囲が併せて198㎡になるのですが、200㎡未満ということで、使用可能な区域ということになります。

こういった方向で、現在市では方針を考えておりまして、今後喜佐方地区の住民の皆様にもご説明に伺って、このような形で進めたいというご報告を差し上げたいと思っております。以上、報告を終わります。

◎教育長

統合が令和7年4月に1年遅れたということから、大変心配していただいていた喜佐方公民館の移転の部分についての考え方です。

これについてご意見等はございますでしょうか。

◎木下委員

吉田地区小学校の統合が1年延期されたことによって、喜佐方公民館の移転に関する対策をどうするかということについて、生涯学習課長をはじめ、教育委員会の事務局の方で検討していただいたことの報告です。

まだ喜佐方地区の住民の方には説明をしておりませんが、とにかく土地を返す令和7年9月30日までに猶予があるということで、喜佐方小学校が廃校になった後、すぐそこへ移って、使えるところを使って、公民館として使用しながら、改修工事も同時に進めていこうということで、いろいろ事務局の方で頭を捻っていただきました。

場所的には、豪雨災害の時も、今ある喜佐方公民館は水没しましたが、喜佐方小学校は少し高いところにありますので、水も大丈夫でした。喜佐方地区住民の方の総意としては、今の喜佐方小学校のところへ公民館を移すということで了解はいただいております。

あとは、こういう工事の内容で、喜佐方地区の住民の方に説明をして、合意をしていただくという形になっております。

学校にも支障がないように、公民館の使用にも支障がないようにということで、非常に良い考えだと思います。入札不調により、吉田地区小学校の統合が遅れてしまったことで、このような対策をしなければならないようになったということだけ、ご理解をしていただいたらと思います。以上です。

◎教育長

ありがとうございました。

(5) その他

◎教育長

議事日程5番、“その他”について、教育総務課から説明をお願いします。

○教育総務課長

教育総務課から、3点ほど続けてご報告をさせていただきたいと思います。

まず、送迎用のバスの置き去り防止に係る安全装置のことでございます。

ここ数年、通園の際のバスに置き去りにされ、子どもが死亡するという痛ましい事案が、全国的にも相次いで発生しております。

昨年頃から文部科学省と関係省庁で協議をされて、2月に「送迎用バスの安全装置の設置の義務化」と「安全装置の仕様に関するガイドラインの作成」などの対応が明示されたところです。

宇和島市といたしましても、万が一のために、市内で運行中である4台のスクールバスについて、安全装置を設置しようという形で、12月議会へ追加議案としてご提出をさせていただきましたが、ガイドラインが2月の下旬まで提示されませんでしたので、その間具体的なものを検討していたところです。

「降車時確認式」と「自動検知式」、そしてその「併用型」、合計3つの方法でチ

ェックするタイプがあるのですが、宇和島市教育委員会としては、運転者がエンジンを切った後に直接確認をするため、座席の最後部に設置しております警報装置を運転手自らが最後部に行って、警報装置を停止させるという「降車時確認式」という方式を採用したいと考えております。

導入につきましては、全般的な電子部品の供給体制に少し不安がありますが、年度内に導入できるような形で、現在調達を急いでいるところでございます。

まず、1件はこの報告でございます。

◎教育長

“その他”の報告事項の1点目、スクールバスへの“児童置き去り防止支援装置”の整備についての件ですけれども、ご意見等ございますか。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

◎教育長

特にないようですので、続けてください。

○教育総務課長

それでは、続きまして吉田統合小学校の工事に係る「安全祈願祭」のお知らせでございます。

主催につきましては、建築工事を受注した合田工務店・兵頭共同企業体によるもので、詳細はまだ決まっておりませんが、3月27日（月）10時半から現地で開催ということで、業者から昨日日程のみ連絡があったところでございます。

「安全祈願祭」におきましては、理事者である市教育委員会、あと議会、地元自治会、学校関係者にご案内をするということで現在進めており、市教育委員会側からは、地元の木下委員ほか、教育長、部長、工事担当までの出席を予定しております。

以上で、報告を終わります。

◎教育長

教育委員の方々からは、木下委員に代表してもらおうという考え方ですね。

その他ありますか。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

◎教育長

それでは続けてください。

○教育総務課長

総合教育会議の開催についてでございます。

本年度の総合教育会議は、3月に開催する予定でございますので、定例会等を含めまして、日程調整をさせていただきたいと考えております。以上です。

◎教育長

次は、学校教育課から説明をお願いします。

○学校教育課長

それでは、学校教育課から、令和5年度宇和島市教育推進大会についてご説明いたします。

コロナ禍の中で600名近くの職員が集まるということ、会場校への負担、それから参加者の移動等の負担を踏まえまして、令和5年度宇和島市教育推進大会の開催につきましては、今年度同様に全体会は中止といたしまして、分科会はオンラインで実施させていただく予定でございます。以上です。

◎教育長

これはコロナ禍が終わったとしても、ニューノーマルではないですけれども、公民館・幼稚園等も含めて、600名近くの職員が、これまでどおり会場に全員集まるというのは、少し考え直すことも必要かもしれないと考えております。

また教育推進大会の開催方法についても、ご意見等ありましたら、また別途伺いしたいと思います。

次回の定例会の日程の調整ですが、今後調整させていただきます。

(後日日程調整により、教育委員会3月定例会を3月22日に開催することに決定する。)

(5) 閉会宣言 (午後5時20分)

◎教育長

それでは以上もちまして、2月定例の教育委員会会議を閉会いたします。